

○射水市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱

平成17年11月1日

告示第124号

改正 平成18年4月1日告示第69号

平成19年10月1日告示第159号

平成20年4月1日告示第55号

平成22年3月24日告示第39号

平成23年3月18日告示第34号

平成26年9月30日告示第175号

平成31年3月29日告示第100号

令和4年1月26日告示第9号

令和5年3月31日告示第78号

令和6年4月1日告示第142号

令和7年4月1日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会(以下「協会」という。)が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による耐震診断で建築士が行うものをいう。
- (2) 耐震改修 協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画及び補強方法による耐震改修をいう。
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室等住宅の一部に限定して改修を行う工事で、富山県知事が定める「部分耐震改修に係る技術基準」に適合させる耐震改修をいう。
- (4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に

改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修をいう。

(5) 診断法表等 協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれらに準ずると認めるものをいう。

(6) 旧基準木造住宅 次に該当する木造住宅その他市長が認めた木造住宅をいう。

ア 一戸建てのもの(併用住宅の場合は、住宅の床面積が全体の過半数を占めていること。)

イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの

ウ 階数が2以下のもの

エ 在来軸組工法によるもの

(7) リフォーム 住宅の床面積を増加させずに既存の住宅の安全性、耐久性若しくは居住性の向上又は環境負荷の軽減のために行う修繕、模様替え等の工事をいう。

(8) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するもの

ア 補強コンクリートブロック造の塀(別表1に定める基準(高さ1.2メートル以下の塀にあつては、3控え壁及び5基礎の根入れの深さに係るものを除く。))の全てを満たすものを除く。)

イ 組積造の塀(別表2に定める基準の全てを満たすものを除く。)

(9) 避難道路 住宅から避難場所へ通じる道路をいう。

(10) 耐震シェルター等 地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るために原則として1階部分に設置する装置で、国、地方公共団体、公的試験機関等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的に、原則として1階部分に耐震性の高い空間を確保するベッドで、公的機関等により安全性の評価を受けたベッドをいう。

第3条 第5条第1項第1号から第6号まで及び第9号までの対象経費に係る補助金の交付の対象となる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 市内に住宅を所有している者

(2) 徴収金(射水市市税条例(平成17年射水市条例第78号)第2条第2号に規定する徴収金をいう。以下同じ。)の滞納がない者

2 第5条第1項第7号及び第8号の対象経費に係る補助金の交付の対象となる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 市内に住宅を所有している者

(2) 市内の対象ブロック塀等の所有者又は管理者

(3) 徴収金の滞納がない者

(補助金の交付)

第4条 市長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害の発生を防止し、当該災害による被害から居住者の生命及び財産を守ること並びに住宅の耐震化率の向上及び市民の生活環境の向上を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱について(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)別添の社会資本整備総合交付金交付要綱により行われる住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業の対象となる事業であって、当該事業の交付金を活用し、住宅の所有者が行う耐震改修(耐震補強計画の策定を含む。以下同じ。)、リフォーム、危険ブロック塀等の撤去及び当該撤去後に行う設置並びに耐震シェルター等の購入及び設置に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金は、補助の対象が重複する他の射水市の補助制度と重複して交付することはできない。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次の各号のいずれかの住宅の耐震改修、リフォーム、危険ブロック塀等の撤去及び当該撤去後に行う設置並びに耐震シェルター等の購入及び設置に要する費用とする。

- (1) 第2号から第5号までの耐震改修のための補強計画の策定(補強計画が策定された年度内に当該耐震改修を実施する場合に限る。)
- (2) 耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修。ただし、部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。
- (3) 耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修
- (4) 耐震診断において総合判定が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めた耐震改修
- (6) 耐震改修と同時に行うリフォーム
- (7) 避難道路に面した危険ブロック塀等の撤去
- (8) 前号の撤去後に行う塀の設置
- (9) 旧基準木造住宅における耐震シェルター等の購入及び設置

2 前項の規定にかかわらず、前項第7号及び第8号に要する経費は、塀の長さ1メートルあ

たり80,000円を超える経費については、対象経費としない。

- 3 第1項第9号の購入及び設置を行う場合における耐震ベッドの購入及び設置を行うときの台数は、補助金の交付の対象となる者が属する世帯の世帯員の数とし、2台を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条第1項第1号の耐震改修のための補強計画の策定については、対象経費の3分の2の額とし、20万円を限度とする。
 - (2) 前条第1項第2号から第5号までの耐震改修については、対象経費の5分の4の額とし、120万円(段階的耐震改修工事の完了後に耐震改修工事を実施する場合にあっては、120万円から既に交付を受けた当該段階的耐震改修に対する補助金の額を差し引いた額)を限度とする。
 - (3) 前条第1項第6号のリフォームについては、対象経費の3分の2の額とし、30万円を限度とする。
 - (4) 前条第1項第7号の撤去については、対象経費の3分の2の額とし、10万円を限度とする。
 - (5) 前条第1項第8号の塀の設置については、対象経費の3分の2の額とし、5万円を限度とする。
 - (6) 前条第1項第9号の耐震シェルター等の購入及び設置については、対象経費の3分の2の額とし、耐震シェルターについては60万円、防災ベッドについては20万円を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、耐震シェルター等の購入及び設置に係る補助金の交付を受けた後、前条第1項第2号から第5号までの耐震改修を行う場合の補助金の額は、140万円から既に交付を受けた耐震シェルター等の購入及び設置に係る補助金の額を減じた額を限度とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅耐震改修等支援事業事業計画書(様式第1号)
- (2) 木造住宅耐震改修等支援事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 改修工事前の診断法表等(耐震シェルター等の購入及び設置の場合は不要)
- (4) 改修工事後の診断法表等(予定)(耐震シェルター等の購入及び設置の場合は不要)
- (5) 耐震改修工事費等見積書(耐震改修工事費及びリフォーム工事費の場合は、内容が

それぞれ分かるように区別すること。)又は耐震シェルター等の購入及び設置に係る見積書

- (6) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- (7) 徴収金の完納を証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、公簿等において同号各号に掲げる内容を確認できる場合において、あらかじめ申請者の同意があるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付条件)

第8条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認又は指示を受けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金交付の決定をする場合に市長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅耐震改修等支援事業事業実績書(様式第3号)
- (2) 木造住宅耐震改修等支援事業収支決算書(様式第4号)
- (3) 改修工事後の診断法表等(交付申請時と同じ場合は不要)
- (4) 当該工事等の契約書の写し
- (5) 当該工事等に係る補助対象経費の額及び当該工事等に要した費用の支払が確認できる書面の写し
- (6) 当該工事等における施工前後の写真
- (7) 耐震改修工事の場合、改修前後の平面図等
- (8) 建替工事の場合、建替工事前後の平面図等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(代理受領)

第10条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震改修工事を行った者(以下「受任者」という。)に補助金の受領を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の委任をした場合において、規則第11条第2項の規定による請求を

するときは、射水市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の代理受領に係る委任状(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の提出があった場合において、規則第13条の規定による確定をしたときは、受任者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定により、受任者に補助金を交付したときは、補助事業者に対して補助金が交付されたものとみなす。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の新湊市木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱(平成17年新湊市告示第62号)又は小杉町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱(平成17年小杉町告示第57号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成18年4月1日告示第69号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年10月1日告示第159号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第55号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月24日告示第39号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日告示第34号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示第175号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第100号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の射水市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者の補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年1月26日告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第78号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第142号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第111号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

判定区分	基準
1 高さ	2. 2 m以下であること
2 厚さ	壁の厚さが15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあっては、10センチメートル)以上であること
3 控え壁	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、壁面から高さの5分の1以上突出した控え壁を設けていること
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎があること
5 基礎の根入れの深さ	基礎の根入れの深さが30センチメートル以上であること
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがないこと
7 鉄筋の有無	壁内に直径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置されており、壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ直径9ミリメートル以上の鉄筋が配置されていること
8 鉄筋の定着	7の規定により配置する鉄筋の末端をかぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着してあること

別表 2

判定区分	基準
1 高さ	1. 2メートル以下であること
2 厚さ	壁の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上であるもの
3 控え壁	塀の長さ4メートル以下ごとに、壁面から厚さの1.5倍以上突出した控え壁を設けているもの
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎があること
5 基礎の根入れの深さ	基礎の根入れの深さが20センチメートル以上であること
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがないこと

年度木造住宅耐震改修等支援事業 事業計画書

1 建築物

住 宅	所 在 地	射水市		
	建築年月	大正	昭和	年 月
	構 造	・一戸建て（在来軸組工法）		
	階 数	・1階建て ・2階建て		
	延べ面積	平方メートル		

2 耐震改修（補強計画の策定）

改修前 診断実施者	氏 名			
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士		
	登録番号	NO.		
改修前の耐震診断方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他		
補強計画の 設計者	氏 名			
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士		
	登録番号	NO.		
補強計画の耐震診断方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他		
策定予定期間		年 月 日から 年 月 日まで		

3 耐震改修（耐震改修工事）

工事監理者	氏 名			
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士		
	登録番号	NO.		
工事実施者	氏 名			
	営業所名			
	登録番号	建設業の許可 NO.		
改修後の耐震診断方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他		
工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		

4 リフォーム

住 宅	有 無	リフォームを実施 ・する ・しない		
	延べ面積	平方メートル		
工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		

5 ブロック塀等

塀等	工 種	除却のみ ・ 除却後設置		
	施工延長	メートル		
工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		

6 耐震シェルター等設置

設 置	種 別	耐震シェルター ・ 防災ベッド		
	数 量			
工 事 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		

年度木造住宅耐震改修等支援事業 収支予算書

歳入予算

(単位：円)

区 分	金 額					
	耐震改修		リフォーム	ブロック塀 等	耐震 シェルター等	計
	計画策定	工事				
補 助 金						
借 入 金						
そ の 他						
計						

歳出予算

(単位：円)

区 分	金 額					
	耐震改修		リフォーム	ブロック塀 等	耐震 シェルター等	計
	計画策定	工事				
補助対象経費		—				
補助対象工事	—					
その他工事						
計						

年度木造住宅耐震改修等支援事業 事業実績書

1 建築物

住 宅	所 在 地	
	建築年月	大正 ・ 昭和 年 月
	構 造	・ 一戸建て（在来軸組工法）
	階 数	・ 1階建て ・ 2階建て
	延べ面積	平方メートル

2 耐震改修（補強計画の策定）

補強計画の 設計者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
補強計画の耐震診断方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
策 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

3 耐震改修（耐震改修工事）

改修工事 後診断者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改修後の耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

4 リフォーム

住 宅	有 無	リフォームを実施 ・ した ・ しなかった
	延べ面積	平方メートル
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

5 ブロック塀等

塀等	工 種	除却のみ ・ 除却後設置
	施工延長	メートル
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

6 耐震シェルター等設置

設 置	種 別	耐震シェルター ・ 防災ベッド
	数 量	
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

年度木造住宅耐震改修等支援事業 収支決算書

歳入決算

税抜金額（単位：円）

区 分	金 額					
	耐震改修		リフォーム	ブロック塀等	耐震 シェルター等	計
	計画策定	工事				
補 助 金						
借 入 金						
そ の 他						
計						

歳出決算

税抜金額（単位：円）

区 分	金 額					
	耐震改修		リフォーム	ブロック塀 等	耐震 シェルター等	計
	計画策定	工事				
補助対象経費		—	—	—	—	
補助対象工事	—					
その他工事						
計						

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

射 水 市 長 あて

申請者 住 所
氏 名

射水市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の代理受領に係る委任状

射水市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、補助金の受領権限を下記の事業者委任します。

記

代理受領受任事業者	氏名（法人名）
	代表者氏名（法人の場合）
	住所（所在地）